外部評価対象事業の選定方法

1. 外部評価対象事業

「第2次十和田市総合計画後期基本計画 第2期実施計画事業」(全 154 事業)のうち、 重点プロジェクトに関連する 70 事業を対象とします。(資料2-1)参照)

なお、次の事業は対象外としています。(資料2-1)で灰色としている事業)

- ①重点プロジェクトに関連していない事業(31事業)
- ②過年度(平成30年度~令和4年度)に選定された事業(23事業)
- 【理由】第2次十和田市総合計画に基づき実施している事業のうち、これまでに評価対象と されていない事業について評価していただくため。
- ③教育委員会が実施する事業(27事業)
- 【理由】教育委員会の事務事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに、公表しているため。
- ④完了・休止等により、令和4年度で終了した事業(3事業)

2. 評価対象事業の選定方法

各委員から<u>重点プロジェクトごとに2事業ずつ選定いただき</u>、<u>重点プロジェクトごとに選定数が最も多い各1事業、計5事業を評価対象事業</u>とします。

※選定数が同率となった場合は、委員長と相談の上、選定いたします。

3. 評価対象事業の選定作業

資料2-1、資料2-2及び資料2-3をご参照の上、<u>重点プロジェクトごとに評価対象</u> としたい事業の計画番号を「回答様式1」にご記入ください。